

4月9日(日) 大阪府議会議員一般選挙及び大阪府知事選挙

4月23日(日) 藤井寺市議会議員一般選挙及び藤井寺市長選挙

投票所などの詳しい情報は、市のホームページをご覧ください。



▲市議・市長選挙について



▲府議・府知事選について

NEW

投票日当日までに18歳になるものの、期日前投票をする日にまだ17歳である場合は、期日前投票ではなく不在者投票となります。その場合は、選挙管理委員会事務局(3階)番窓)にお越しください。

投票場所 市立市民総合体育館心技館2階ロビー

期間 大阪府議会議員一般選挙及び大阪府知事選挙  
4月6日(木)～4月8日(土)  
藤井寺市議会議員一般選挙及び藤井寺市長選挙  
4月20日(木)～22日(土)  
時間 9時～19時(土曜日含む)

投票できる方

- 大阪府議会議員一般選挙及び大阪府知事選挙**  
平成17年4月10日までに生まれた方で、令和4年12月30日以前から藤井寺市に住民票があり、引き続き藤井寺市に在住している方
- 藤井寺市議会議員一般選挙及び藤井寺市長選挙**  
平成17年4月24日までに生まれた方で、令和5年1月15日以前から藤井寺市に住民票があり、引き続き藤井寺市に在住している方

最近、藤井寺市に転入届を出した方や、藤井寺市からの転出を予定している方は、投票ができない場合や、旧住所地での投票となる場合があります。

藤井寺市に転入届を出した方

転入届を出した年月日	府議会議員・府知事選挙		市議会議員・市長選挙
	旧住所地が府内	旧住所地が府外	
令和4年12月31日(土)～令和5年1月15日(日)	旧住所地で投票※	投票できません	投票できません
1月16日(月)以降			投票できません

藤井寺市からの転出を予定している方

転出予定日	府議会議員・府知事選挙		市議会議員・市長選挙
	新住所地が府内	新住所地が府外	
4月9日(日)以前	藤井寺市で投票※	投票できません	投票できません
4月10日(月)～23日(日)			
4月24日(月)以降			投票できません

※投票には、引き続き大阪府内に住所を有することの確認が必要です。住民票を担当する窓口などで発行する「引き続き大阪府内に住所を有する旨の証明書」(無料)の提示があれば、確認に要する時間が省略できるため、スムーズに投票できます。期日前投票、不在者投票をする場合も同様です。

期日前投票 体育館でも投票可能に！

投票日当日に仕事などで投票に行けない方は、期日前投票ができます。

投票所入場整理券が届いている方は、裏面の「期日前投票宣誓書」にあらかじめ記入の上、ご本人分をお持ちください。

投票場所 市役所地下1階食堂

期間 大阪府知事選挙 3月24日(金)～4月8日(土)  
大阪府議会議員一般選挙 4月1日(土)～4月8日(土)  
藤井寺市議会議員一般選挙及び藤井寺市長選挙  
4月17日(月)～22日(土)  
時間 8時30分～20時(土・日曜日含む)

投票所入場整理券

事前に各世帯へ封書で郵送します。ご本人の分を忘れずにご持参ください。  
何らかの事情で届かなかった場合でも、選挙人名簿に登録されていたれば投票できます。投票所で係りの者に伝えてください。

不在者投票

選挙期間中、仕事などで名簿登録地以外の市区町村に滞在している方は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会でご不在者投票ができます。  
名簿登録地の市区町村に投票用紙などを請求し、滞在地の市区町村の選挙管理委員会でご不在者投票を行うことができます。

選挙公報

投票日前日までに、選挙公報を各世帯へお届けします。届かない場合は、選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。  
市役所1階情報交流ひろば「ふらつと」、支所、アイセルシユホールにも設置します。

点字または音声ディスプレイによる「選挙のお知らせ」

視覚に障害のある方を対象に、選挙公報の内容などを点字または音声ディスプレイによる「選挙のお知らせ」を希望者に配付します。

申込・問合せ先

- 大阪府議会議員一般選挙及び大阪府知事選挙  
大阪府選挙管理委員会事務局  
☎06・6944・9118
- 以前、国政選挙や大阪府知事、大阪府議会議員選挙などをご利用の方は新たな申し込みは必要ありません。
- 藤井寺市議会議員一般選挙及び藤井寺市長選挙  
※声の広報をご利用の方は新たな申し込みは必要ありません。
- 選挙管理委員会事務局(3階)番窓(☎) ☎039・1388

郵便による不在者投票の障害程度基準表

種類	障害の記載内容	級別等及び区分	有効期限	代理記載制度の適用(左に加えて)
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級・2級	交付日から7年	上肢又は視覚の障害の程度が1級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級・3級		
	免疫・肝臓	1級～3級		
戦傷病者手帳	両下肢・体幹	特別項症から第2項症		上肢又は視覚の障害の程度が特別項症から第2項症まで
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓	特別項症から第3項症		
被保険者証	介護保険要介護状態区分	要介護5	交付日から要介護認定の有効期間の末日まで	

郵便による不在者投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳及び介護保険の被保険者証をお持ちで、左の基準表に該当する方は、郵便による不在者投票をすることができます(ただし点字投票はできません)。  
投票日の4日前の17時までに、投票用紙の請求用紙に「郵便等投票証明書」を添えて請求してください。  
郵便等投票証明書の交付を受けていない方は、選挙管理委員会事務局で手帳を提示して交付申請してください。

証明書の有効期限が満了する方も、事前に更新の手続きをしてください。  
左の基準表に該当しない場合でも、それと同程度として「障害の程度を証明する書面」の交付を受けることで、郵便による不在者投票が可能となる場合があります。  
交付についての問合せ先  
・身体障害者手帳をお持ちの方  
福祉総務課(1階)番窓(☎) ☎039・1106  
・戦傷病者手帳をお持ちの方  
大阪府社会援護課  
☎06・6944・6662